教職員定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書

未来を担う子供たちが夢や希望をもち、健やかに成長することは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子供たちの健全育成に向けて真摯に取り組んでいるものの、いじめや不登校、非行問題行動や貧困問題など、子供たちを取り巻く教育課題は複雑化・困難化している。また、深刻な教職員の長時間労働に対する働き方改革の実施が叫ばれる中、令和２年度以降の新学習指導要領の全面実施に向けた対応や、特別な支援や日本語教育を必要とする子供への適切な指導支援を行うのための教職員が十分に確保できない現状である。

こうした諸課題に対処しつつ、少人数学級の推進によりすべての子供たちに行き届いた教育を行うには、教職員定数の計画的な改善が不可欠であるが、国は平成１７年度に第７次教職員定数改善計画が終了した後、今日まで新たな改善計画を定めてはいない。なお、国は通級指導や日本語指導を行う教員の基礎定数化による配置拡大を進めるとともに、小学校専科指導教員等の加配措置を一部講じているものの、他の教育課題への対応も含めて、いまだ不十分な状況である。

また、子供たちは全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受ける権利を有しており、国はそれを保障する義務がある。しかし、三位一体改革により、平成１８年度から義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、２分の１から３分の１に引き下げられており、自治体財政を圧迫している。今後、教育の機会均等と水準確保のため、義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国庫負担率を復元することは、国が果たすべき大きな責任である。

よって、国に対し、令和２年度の政府予算編成に当たり、下記事項を実現するよう強く要望する。

記

１　少人数学級のさらなる拡充や個別の教育課題への対応を充実するため教職員定数改善計画を早期に策定し、実施すること

２　義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を２分の１へ復元すること

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和元年９月１８日

愛知県東海市議会